

まだ暑さの残る日が多く、
秋の気配も感じにくい今年の9月、
いかがお過ごしでしょうか？
季節の変わり目を迎えますので、
どうぞお身体を大切にお過ごしください。

9月の税務

10日(木)

- ・8月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

30日(水)

- ・7月決算法人の申告と納税
- ・1月決算法人の中間申告と納税
- ・1月・4月・10月決算法人の消費税の
3ヶ月ごとの中間申告
- ・8月分社会保険料納付

標準報酬月額の見直し

毎年9月に行われる「定時決定」は、向こう1年間の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の計算基準となる「標準報酬月額」の見直し手続きです。
毎年4月・5月・6月の3か月間に支払われた報酬の平均額をもとに新たな標準報酬月額を算出し、決定された等級は原則として当年10月から翌年9月まで適用されます。

なお、保険料の引き落とし時期（翌月控除が一般的）の関係で、多くの企業では10月支給の給与から保険料額が変更となり、手取り額に影響します。

4月～6月の残業が多いと保険料が高くなる場合があるため注意が必要です。

詳細は給与担当者か社労士に確認してください。

保存していただきたい帳簿及び書類と 保存期間について

毎月の会計処理や税務調査があった場合に必要となる帳簿や書類について解説させていただきます。日頃から整理・保管しておくことで、スムーズな月次決算と適切な税務対応が可能になります。

1. 必要となる書類帳簿

【書類】

売上・収入関係・・・売上請求書（控え）、納品書、領収書（発行分）
仕入・経費関係・・・購入時の領収書・レシート、仕入請求書、納品書
預金・決済関係・・・通帳のコピー（またはWeb明細データ）
クレジットカード利用明細（明細だけでなくレシートも一緒に保存）

【帳簿】

総勘定元帳

出納帳・・・現金出納帳、預金出納帳
その他帳簿・・・売掛帳・買掛帳、固定資産台帳

2. 帳簿書類の保存期間

保存期間は「原則7年（赤字の年は10年）」

上記した書類、帳簿などの保存期間は法人税上で7年となっております。
保存期間の起算日は、確定申告書の提出期限の翌日からとなります。

紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。
紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします！

※紹介先のお客様が顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。

Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください！



URANOKAIKEI

岸和田だんじり祭り

2026年9月19日（土）・20日（日）
2日間、大阪府岸和田市で
「岸和田だんじり祭」が開催されます。

約300年の歴史を持ち、豪快さと威勢の良さで全国的に知られる秋祭りです。見どころは、重さ4トンを超える木製の地車（だんじり）が交差点を猛スピードのまま直角に曲がる「やりまわし」。

大工方の華麗な舞と曳き手たちの息の合った熱気が観客を魅了します。
夜には提灯が灯り、昼の熱狂とは一転して幻想的な雰囲気を楽しめます。